

国海内第323号
令和4年3月28日

各地方運輸局海事振興部長 殿
北陸信越運輸局海事部長 殿
神戸運輸監理部海事振興部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

海事局内航課長
(公印省略)

船舶管理業の財産的基礎の具体的基準及び申請手続きについて

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和3年法律第43号）により、令和4年4月より施行される改正後の内航海運業法（昭和27年法律第151号。以下「改正法」という。）第2条第2項第3号に基づく内航運送の用に供される船舶の管理をする事業（以下「船舶管理業」という。）については、同法の施行後より、内航海運業の登録等の手続きが必要となる。下記の点に留意の上、適切に運用されたい。

1. 船舶管理の定義について

「船舶の管理」の定義については、改正法第2条第2項第3号において「委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、他人の需要に応じ、当該船舶に船員を乗り組ませ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、主として港湾運送事業の用に供される船舶に係るものを除く」としている。

具体的には、①他人が所有している船舶に対して、②船員を雇用・配乗し、当該船員に対する指揮・命令権に基づき、当該船員を通じて行う管理船舶の保守及び運航実施管理、であり、船舶管理業の登録等にあたっては当該①及び②の要件を全て満たすことが必要となり、下記（1）～（4）の事業が船舶管理業に該当する。

なお、当該船員を介さない管理等は登録対象とはならず、また、船員の雇用・配乗のみしか行わず、自社の雇用船員を他人の指揮・命令の下で業務に従事させる行為は、違法な労務供給事業に該当する。

- (1) 船舶所有者から船舶の管理を委託されて船舶管理を行う事業
- (2) 船舶所有者から裸用船契約により貸渡を受け、自社の雇用船員を配乗後、内航運送をする内航海運業者へ貸渡す行為を行う事業
- (3) 船舶所有者から裸用船契約により貸渡を受け、自社の雇用船員を配乗後、当該貸渡を受けた船舶所有者に再び用船する行為を行う事業
- (4) その他、(1)～(3)以外の事業形態で内航運送の用に供される船舶の管理を行う事業

2. 船舶管理業の審査対象となる申請

(1) 新規登録（改正法第4条第1項）

改正法第2条第2項第3号の事業のみを行う申請に係るものとし、財産的基礎の具体的基準（後述3.）の審査を要するものとする。

なお、令和4年3月31日までに同項第1号の内航運送をする事業又は同項第2号の内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業（船舶を所有せずに同項第2号の内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業として登録を受けている事業者（以下「みなし貸渡業者」という。）を除く。）を行う事業者が、改正法施行前において現に船舶管理業を営んでいる場合であって同項第3号に係る事業の登録申請を行う際は、令和4年4月1日より施行される改正後の内航海運業法施行規則（昭和27年運輸省令第42号。以下「改正施行規則」という。）第8条による軽微変更届出として処理し、財産的基礎の具体的基準の審査を省略する。但し、改正法施行後に新たに船舶管理業を開始する場合や、使用船舶の変更及び未登録の船舶を管理する場合は改正法第4条第1項第3号の登録事項の変更登録を、改正法第7条第1項に基づき行う必要があることに留意されたい。

(2) 変更登録（改正法第7条第1項）

改正法第4条第1項第4号の登録事項の変更に伴う改正法第7条第1項第1号の変更登録を行う者については、みなし貸渡業者のみとする。

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和4年1月7日国土交通省令第2号）附則第2条により、同号の登録事項の変更登録は令和5年3月31日までの経過措置となることから、みなし貸渡業者は当該期間までに登録手続きを完了する必要がある。

3. 財産的基礎の具体的基準について

改正施行規則第5条の2における「財産及び損益の状況が良好であること」の具体的基準は、下記(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 申請日を含む事業年度の前事業年度において、負債の額が資産の額を超えていないこと

また、下記の①～③のいずれかの基準を満たす場合は(1)を有していることとする。なお、①～③の他、(1)と同等又は同等となることが相応に見込まれる事案については個別に本省に照会すること。

- ① 代表者、役員等からの借入金を控除した負債の合計額が資産の合計額を超えていないこと。
- ② 流動比率(流動資産÷流動負債×100)及び当座比率(当座資産÷流動負債×100)がいずれも100%を上回っていること。
- ③ 登録申請日を含む事業年度の過去2年の各事業年度において、経常利益及び税引後当期純利益のいずれも黒字で計上されていること。

(2) 「支払不能」の状態ではないこと

「支払不能」とは、破産法(平成16年法律第75号)第30条に規定される「破産手続開始の決定」をした状態であることとし、「財産的基礎を有していることの宣言書」(別添様式)の添付をもって当該状態ではないことを確認する。

但し、審査当局が何らかの方法により当該事業者が「支払不能」の状態であることを認知した場合は(2)を有していないこととし、財産的基礎を有していないこととする。

4. 申請時の添付書類について

財産的基礎の具体的基準の審査に係る申請書類は下記のとおりとする。なお、改正法第4条第1項第4号の登録事項の変更に係るみなし貸渡業者の変更登録申請において、当該申請事業者から内航海運業報告規則(平成17年国土交通省令第2号)第3条及び第4条に基づく事業概況報告書等の提出を受けている場合、当該報告書等による審査が可能であることから、下記資料の添付を省略して差し支えない。

(1) 改正施行規則第2号様式(変更登録の場合は改正施行規則第8号様式)

(2) 資産の合計額及び負債の合計額が確認できる書類

・ 法人

登録申請日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表

・ 設立中の法人

株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況及び見込みを記載した書類

・ 個人

財産目録

(3) 3.(1)①により財産的基礎の審査を受けようとする場合は、以下の事項について借入先が作成した書類を添付すること。

- ・借入先の氏名及び事業者との関係
 - ・借入金額及び利息
- (4) 3. (1) ②により財産的基礎の審査を受けようとする場合で、(2)の書類や事業概況報告書では確認できない事項がある場合は、当該事項が確認できる書類
- (5) 3. (1) ③により財産的基礎の審査を受けようとする場合は、登録申請日を含む事業年度の過去2年分の損益計算書
- (6) 財産的基礎を有していることの宣言書 (別添様式)

宣 言 書

内航海運業法第2条第2項第3号における「内航運送の用に供される船舶の管理をする事業」の（登録又は変更登録）申請にあたり、内航海運業法施行規則第5条の2で定める財産的基礎を有し、破産法（平成16年法律第75号）第30条による決定を受けている状態ではなく、財産及び損益の状況が良好であることを宣言します。

年 月 日

住 所

氏名又は名称

法人にあっては
代表者氏名

(参考) 破産法 (平成16年法律第75号)

(定義)

第二条 ((略))

2~10 (略)

11 この法律において「支払不能」とは、債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態(信託財産の破産にあっては、受託者が、信託財産による支払能力を欠くために、信託財産責任負担債務(信託法(平成十八年法律第百八号)第二条第九項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下同じ。)のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態)をいう。

(破産手続開始の原因)

第十五条 債務者が支払不能にあるときは、裁判所は、第三十条第一項の規定に基づき、申立てにより、決定で、破産手続を開始する。

2 債務者が支払を停止したときは、支払不能にあるものと推定する。

(法人の破産手続開始の原因)

第十六条 債務者が法人である場合に関する前条第一項の規定の適用については、同項中「支払不能」とあるのは、「支払不能又は債務超過(債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。)」とする。

2 前項の規定は、存立中の合名会社及び合資会社には、適用しない。

(破産手続開始の決定)

第三十条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

一 破産手続の費用の予納がないとき(第二十三条第一項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。)

二 不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。